

掛川市子ども・子育て支援事業計画について

1 趣旨

急速な少子高齢化の進行などにより、近年、子どもや子育て家庭を取り巻く環境が大きく変化している。

このような中、国においては、次代の社会を担う子どもを育てる環境整備を図るため、「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て関連3法を平成24年に制定し、平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」をスタートさせる予定である。

「子ども・子育て支援新制度」では、認定こども園の普及、待機児童の減少、地域の子育て支援の充実といった取り組みが全国的に進められる。

掛川市では教育・保育、地域の子育て支援の充実等を図るため、子ども・子育て支援法第61条の規定に基づき、5年間を一期とする「掛川市子ども・子育て支援事業計画」を策定する。

2 検討の経緯

(1) ニーズ調査の実施	平成25年12月～26年1月	
(2) 子ども・子育て会議	平成25年11月～	現在までに計6回
(3) 子ども・子育て支援事業計画策定庁内委員会	平成26年7月～	現在までに計3回

3 子ども・子育て支援事業計画の概要

(1) 計画の期間

平成27年度から31年度までの5ヶ年を計画期間とする。

(2) 計画の構成

第1編	総論	
第1章	計画策定の趣旨	次世代育成支援後期行動計画（平成22年度～26年度）の検証
第2章	子ども・子育てを取り巻く状況	統計情報の整理
	ニーズ調査結果の概要	子育て支援の現在の利用状況や今後の利用希望等
第3章	計画の基本方針	基本理念や基本目標の整理
第2編	各論	
第1章	施策の展開	各施策について、今後取り組む方向性を整理
第2章	事業計画	各項目について、5ヶ年の年度ごとの量の見込み（需要予測）と確保方策（供給の方法）について整理
第3章	計画の推進体制	計画の進捗状況の把握、点検方法について整理

(3) 第1編第3章 計画の基本方針

①計画の基本理念 資料2 45ページ

『子どもが健やかに生まれ育つまち掛川』

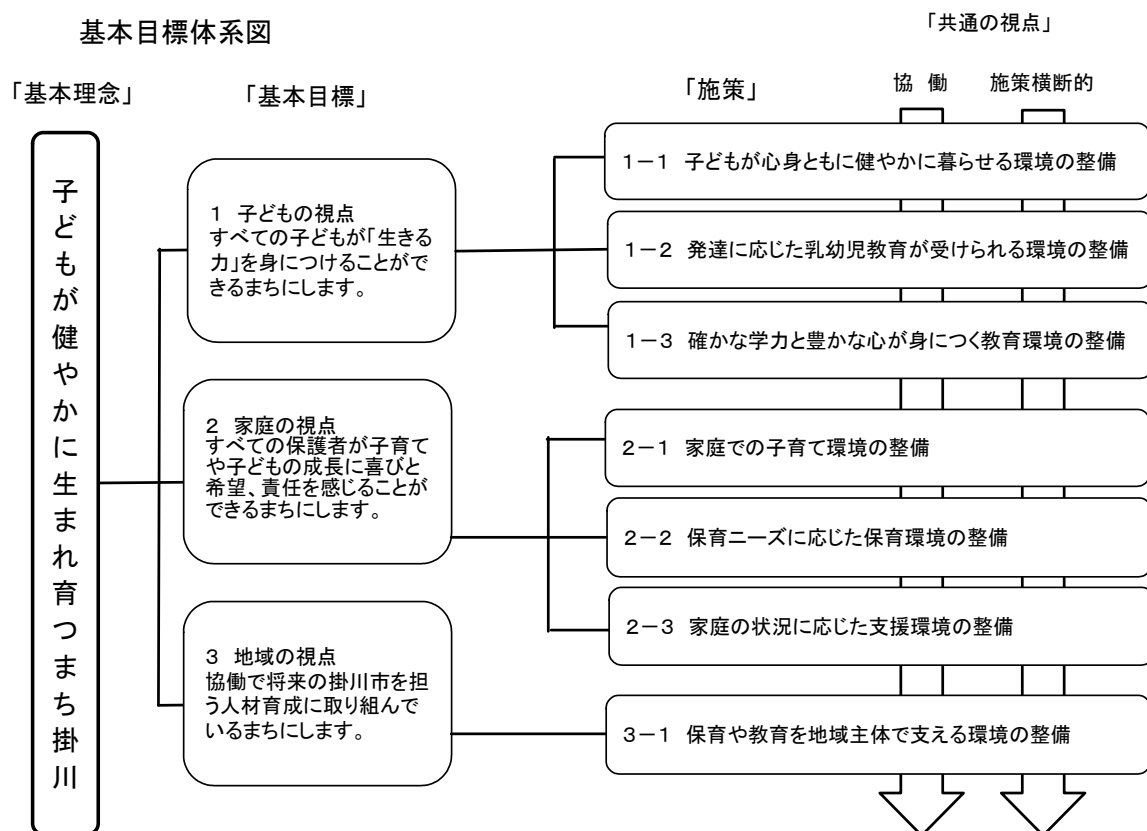
子どもの健やかな育ちを保障し、子どもの最善の利益を守ることは、社会全体の責務であることから、掛川市では、これまで培ってきた「報徳の精神」や「生涯学習の理念」「自助・共助・公助の精神」を根幹に、家庭・地域・行政・事業者が協働して、妊娠・出産期からの切れ目のない子育て支援環境づくりを目指す。

②基本目標、施策 資料2 47ページ

基本理念の下に3つの基本目標と7つの施策を設定する。

各施策の共通の視点として、協働の視点と施策横断的視点を設定する。

基本目標体系図



(4) 第2編第1章 施策の展開 資料2 52ページ

施策は、基本目標を実現する手段である。

各施策にはそれぞれ、「目指す姿」が設定されており、施策の目指す姿を達成するための具体的な取り組みを、「施策の方向」として整理する。

教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業に関する施策については、次章においてより具体的な5ヶ年の計画を示す。

(5) 第2編第2章 事業計画 資料2 69ページ

各項目について5ヶ年の年度ごとの量の見込み（需要予測）と確保方策（供給の方法）について記載する。

以下の事業について、計画期間中重点的に取り組む。

①教育・保育施設

I 教育ニーズ 1号認定+2号認定教育ニーズ（幼稚園を希望する子ども）

現在の体制で充足している。0～2歳児の定員を増員することにより増加する3～5歳児の保育ニーズについては、既存幼稚園の預かり保育拡充での対応を検討する。

II 2号認定保育ニーズ（3歳以上で保育園を希望する子ども）

現在の体制で充足している。0～2歳児の定員を増員することにより増加する3～5歳児の保育ニーズについては、既存の体制及び既存幼稚園の預かり保育で対応を検討する。

III 3号認定0歳児（0歳で保育園を希望する子ども）

現在の体制では大幅に確保方策が不足している。平成27・28年度において、特定教育・保育施設の定員見直し、受入施設の整備、既存幼稚園の認定こども園移行などの具体的方策を複数検討し、平成29年度を目途に提供体制の拡充を図る。

IV 3号認定1. 2歳児 (1・2歳で保育園を希望する子ども)

現在、需要量と供給量がほぼ同じである。0歳児の定員を増員する場合、1.2歳児の量の見込み増加も予想されるため、平成27・28年度において、特定教育・保育施設の定員見直し、受入施設の整備、既存幼稚園の認定こども園移行などの具体的方策を複数検討し、平成29年度を目途に提供体制の拡充を図る。

②地域子ども・子育て支援事業

I 放課後児童健全育成事業 低学年

(1～3年生で放課後児童クラブの利用を希望する子ども)

現在の体制では確保方策が不足している。平成27・28年度で確保方策を検討し、29年度を目途に提供体制の拡充を図る。

II 放課後児童健全育成事業 高学年

(4～6年生で放課後児童クラブの利用を希望する子ども)

子ども・子育て支援新制度においては、放課後児童クラブの対象が小学校6年生までに拡充された。現在、高学年までの放課後児童クラブを実施しているのは、市内22小学校区中12校区(15クラブ)であるため、現在の体制では大幅に確保方策が不足している。

平成27・28年度で確保方策を検討し、29年度を目途に提供体制の拡充を図る。

III 放課後子ども教室

「放課後子ども総合プラン」に基づき、指導者の方々との意見交換や、地域の実情やニーズについて研究し、放課後児童クラブと共通のプログラムを作成する等により、一層の連携を図る。

IV 一時預かり事業 (現在の幼稚園における預かり保育事業)

現在の体制で充足している。0～2歳児の定員が増員された場合、一時預かり事業の希望も増加することが予想されるため、30年度を目途に確保方策の拡充を図る。

以下の事業については、現在の確保方策を維持していく。

- ①時間外保育事業 (現在の保育園における延長保育事業)
- ②一時預かり事業 (在園児対象型を除く) 現在の保育園における一時預かり事業
- ③病児・病後児保育事業 (病気や病気からの回復期にある子どもを預かる事業)
- ④ファミリーサポートセンター (子育ての援助を受けることを希望する人と、援助を行うことを希望する人との相互援助活動)
- ⑤子育て短期支援事業 (家庭での養育が一時的に困難となった児童について必要な保護を行う事業)
- ⑥地域子育て支援拠点事業 (身近な場所で、子育てについての相談、情報の提供などが受けられる事業)
- ⑦利用者支援事業 (子育て支援事業の情報提供や関係機関との連絡調整を行う事業)
- ⑧乳児家庭全戸訪問事業 (乳児のいる家庭をすべて訪問し、養育環境の把握などを行う事業)
- ⑨養育支援訪問事業 (養育支援が特に必要な家庭を訪問し、指導・助言当を行う。)
- ⑩妊婦健康診査 (妊婦の健康の保持及び増進を図るための健康診査)

4 策定に向けた今後の予定

(1) 計画内容の検討

平成26年11月5日 第4回子ども・子育て会議 計画案の精査

(2) パブリックコメントの実施

平成26年11月末～12月末 (12月広報かけがわ掲載予定)

(3) 市議会への報告

平成26年11月 全員協議会にて中間報告及びパブリックコメント実施の報告

平成27年2月 全員協議会へ報告